

その他

第40回科学技術映像祭入選作品決定

昭和35年から始められ、今回で40回目を迎えた科学技術映像祭の入選作品15作品が決定。今回国立天文台の製作した、『電波でさぐる宇宙』が科学技術庁長官賞を受賞した。

この作品は、光ではなく電波で観測した宇宙像を、天文学に携わる人々のインタビューと再現ドラマをキーにわかりやすく解説している。

電波望遠鏡で観測される電波を発しているものは、実は分子で、真空中で何もないと思われがちな宇宙空間には、様々な分子が存在していることがわかる。さらに、これらの分子を電波で調べることにより、天体の運動の様子や、星の進化までも観測することができる。

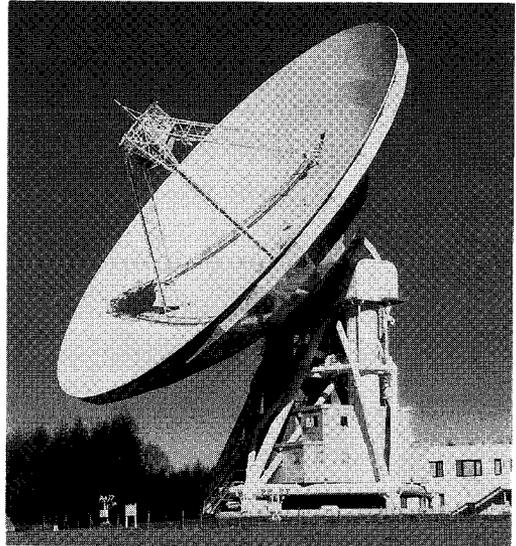
同作品は今後、4月22日大阪、4月29日・5月1日仙台、5月5日旭川、6月12日・13日新潟、9月25日九州、9月25日・26日富山などの科学館で上映される予定。

問い合わせ先：日本科学技術振興財団 振興部

TEL: 03-3212-2454

ホームページ UTL:

<http://www.jsf.or.jp/shinko/>



〈45m 電波望遠鏡〉

星空市場

〈質問〉

入会案内及び定款についてお尋ねします。

Vol.91, No.9 表紙裏の入会案内Bにおいて、正会員と準会員との区別が明確ではありません。「準会員は総会において議決権を持たない」と明記すべきでしょう。また、初めの「日本天文学会は天文学の進歩及び普及することを目的とした・・・」は正しい日本語ではありません。定款第4条と同じにすべきでしょう。

定款第6条の正会員・準会員の定義は抽象的です。それぞれの権利と義務を明記した方がよいでしょう。準会員の「準」には第10条第2項のような使い方もあるので、定款では準会員の権利をことさらばかしてあるように見えます。第42条上から7行目「過半数をもって決し」は「過半数をもって決し」でしょう。

佐藤明達（東京都）

〈回答〉

平成10年10月29日付け、および、平成10年12月19日付けの佐藤様のお手紙で述べられた「入会案内において、正会員と準会員の区別が明確ではない」、「定款第6条の正会員・準会員の定義は抽象的であるので、それぞれの権利と義務を明記した方がいい」というご指摘について、平成11年1月15日に開催された日本天文学会理事会で議論を行いました。

まず後者の点ですが、ご指摘の点が否めないことを理事会では確認しました。しかし、「正会員の権利と義務」については定款をよく読んでいただければご理解いただけるものと考えています。これに伴う定款第6条の改訂ですが、簡単ではありません。これは、定款の制定・改訂は文部省との協議事項であること、そして、現定款は平成8年12月に文部省の指導の元で改訂したばかりであるからです。改訂するとしてももう少し先でなければ文部省も受け付けられないのではないかと予想されます。

しかし、ご指摘のように「入会案内において、正会員と準会員の区別が明確ではない」ことを見過すことは

できません。入会案内の改訂は学会の裁量でできることですので、まず、現定款の内容を反映させた入会案内の改訂を行うこととしました。これは、正会員・準会員の権利・義務を明記したものにしたいと現在検討を重ねておりますので、どうかご理解いただきたく存じます。

平成 11 年 3 月 29 日

日本天文学会庶務理事 大石雅寿

〈意見〉

研究者にとって学術文献目録ほど便利なものはないと思います。たとえば筆者は日本地質文献目録・地理学関係文献総目録など活用してその恩恵を蒙っています。多くの分野で学術文献目録がありますが、天文では天文学文献抄（東京天文台）東京天文台学術雑誌目録（欧文編）天文学史活動文献目録（中山 茂）天文月報 12 月号などがありますが容易にわれわれには手に入りません。

学会とされては文献目録の編集についてどのようにお考えでしょうか？ 莫大な資料を対処に大変な作業ですが、やり方によっては出来るのではないのでしょうか。

わずかな資料ですが目録発行者名義を調べますと個人・刊行委員会、機関（天文台、気象台（庁）、大学研究室）、学会（日本地理学会、人文地理学会、雪氷学会、科学史学会ほか）などとなっていますが学会が後押しして委員会を構成しているものもあります。

さて、膨大な資料をどのようにまとめるかは私如きアマチュアが云々するのはおこがましいのですが、次のようにされては如何でしょうか。

○明治以後を 3～5 期にわけ順次まとめてゆく

○各分野毎に委員会を構成し同時発進するか、分野別に順次まとめてゆく

○さし当たり安直な方法ですが、天文月報、PASJ、年会発表論文の三つを分野別にまとめる

私共は、第 3 回アマ天諏訪大会（1970）においてアマチュア天文史を作ろうとの森久保提案を受けて膨大な資料をどうしたらよいかという幾多の困難を冒して上（p 400）下（p 383）を 17 年の歳月をかけ刊行しました。

唯今せっかく集めた資料を逸散させてはと資料センターを計画中です。その意味からも文献目録の存在は必要ではないのでしょうか。

箕輪敏行（川崎天文同好会）

〈質問〉

99 年 3 月号の 156 ページ、宇宙研究のフロンティアと LMSA の囲み枠内の概要に、天文学者、宇宙物理学者、惑星物理学者と列挙してありますが、それぞれの定義、あるいは使い分を教えてください。

加藤公子（神奈川県）

〈お答え〉

ご質問ありがとうございます。これらの言葉には必ずしも厳格な定義はありませんし、また概念的に重複している部分もあります。むしろ、その言葉の使い分けには、それぞれの研究者が自分をどうとらえるかという意識が強く反映すると思います。例えば「自分は物理学の一つの分野として宇宙を研究しているので、天文学とは一線を画している」という意識で自分を宇宙物理学者と呼ぶ人もあれば、「自分は物理学というほど抽象化されてない、泥臭くても理論に乗らないような現象を見つけてそれをありのままに記述することを重視したい」という気持ちで自分を天文学者と呼ぶ人もある、というぐあいです。惑星物理学者という表現については、記事で報告したシンポジウムを日本学術会議地球物理学研究連絡委員会惑星科学専門委員会に共催していただき、その方面の研究者の方々が出席くださったことを表わそうとしたものです。

いずれにせよ、私がこの記事の中で伝えたかったのは、そのようなさまざまな意識を持った広い分野の研究者が集まったということです。

長谷川哲夫（東大・理）

編集委員 上野宗孝（編集長）、大橋正健、小野智子、斎藤芳隆、田村元秀、土橋一仁、内藤統也、和田桂一
 平成 11 年 4 月 20 日 発行人 〒181-8588 東京都三鷹市大沢 2-21-1 国立天文台内 社団法人 日本天文学会
 印刷発行 印刷所 〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町 565-12 啓文堂 松本印刷
 定価 700 円（本体 667 円）発行人 〒181-8588 東京都三鷹市大沢 2-21-1 国立天文台内 社団法人 日本天文学会
 TEL: 0422-31-1359（事務室）／0422-31-5488（月報・欧文編集） FAX: 0422-31-5487 振替口座 00160-1-13595
 日本天文学会のホームページ <http://www.tenmon.or.jp> 月報編集 e-mail: gjim@tenmon.or.jp